平成２８年（フ）第３４号
大阪府泉佐野市東羽倉崎町11番３－1002号
債務者　片岡　正義
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
大阪府岸和田市磯上町４丁目３番18－303号
債務者　松下　豊彦
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
大阪府貝塚市東135番地コスモス東２号館507号
債務者　上山　貞雄
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
大阪府貝塚市東135番地コスモス東２号館507号
債務者　上山チヨミ
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目５番６号グリーンフィールドＢ102
債務者　西川　朱美（旧姓藤沢）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４号
徳島県美馬市美馬町字境目108番地３
債務者　金井　裕
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１５４号
札幌市白石区川下577番地８
債務者　小池　慶輝
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２号
北海道石狩市樽川３条１丁目47番地２　樽川北団地Ｃ－203
債務者　豊川　力
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１号
札幌市東区北37条東16丁目２番７－405号
債務者　前田　雅幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４１号
盛岡市羽場２地割３番地13、申立時の住所盛岡市羽場２地割３番地11
債務者　池田　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７９号
千葉県山武郡九十九里町作田1550番地
債務者　藤平眞由美
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８０号
千葉県大網白里市柳橋965番地３
債務者　工藤　恵華
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
新潟県佐渡市戸地807番地
債務者　金津　桂太
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第３９号
静岡県駿東郡清水町新宿220番地の12　小林コーポ203
債務者　青木　哲司
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
静岡県富士宮市大岩749番地の11　シュシュ・アネシス105
債務者　金木　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３号
京都府舞鶴市字浜179番地（片山）、前住所京都府舞鶴市字浜1007番地
債務者　スナックバロンこと　坂根　照子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第４７４号
堺市南区竹城台１丁２番11－110号
債務者　鈴木　光幸
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係